生 活

月10日は 月4日~10日は「人物 こ相談 間

△お気軽に相談を

の人権擁護委員がいます。いじめや虐待 秘密は厳守されます。 などの困り事、何でも相談してください。 市内には法務大臣から委嘱された10名

みんなの **)人権** 1 0

2(0570)003-11 こどもの 人権1 0番 (通話無料 Ò

【相談専用電話】

®(0120)007-110 女性の人権ホッ トライン

☎(0570)070-810

、権擁護委員は、相談対応だけでなく

学校や企業で、 人権問題に関する講座も行っています。 名古屋法務局豊橋支局・豊橋人権擁護 地域福祉課 ぜひご利用ください。 **23** -3512

委員協議会 ★ (05%2) 5-9278

未用重 一油の流出

【各資源化・環境センター】

一持ち込めるごみの種類

、や海 重 万が 油タンクや配管などが老朽化すると に油が流出する可能性があり 重 油事故が起きると、

缶

小物金属・

電化製品類・発泡スチ

有害ごみ・

埋めるごみ・ガラ

ごみ・ペットボトル・白色トレイ・

こわすごみ・紙類・布類・プラマー

す。 因者負担となりま 故処理費用は、 ましょう。 点検を入念に行. いよう、 事故を起こさ 日常の 原



農政課 **☎**27-7275

めに 年末の み処理はお見

●混雑解消のため、 場に30分以上かかることもあります。 します 年末のごみ処理施設は大変混雑し、 事前に分別をお願い 入

(粗大ごみは、ごみステーションには出 なるべく収集日に、 せません。 お問い合わせください。 はもやせるごみです。各資源化・環境 ラマークのついてないプラスチック製品 ションに出してください センターへ持ち込むことはできません) (CDや小さなバケツなど30m以内のプ 分別が分からないときは 地区のごみステー

動物の遺棄、虐待は、「犯罪」です!

愛護動物の殺傷、暴力、餌や水を与えずに放置 する、毒餌を与える、動物を捨てるなどは、法律 禁止された犯罪行為です。

動物を傷付けることは、絶対にしないでくださ

- 愛護動物の殺傷は、5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- 愛護動物の遺棄・虐待は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ▶愛知県動物愛護センター東三河支所 **☎**(0532)33-3777 ▶環境政策課 ☎23-3541



◀市HP

※年末年始の予定は本誌7ペ 炭生館 廃棄物対策課 もやせるごみ **☎**23-3538

ージ参照。

炭生館 東部資源化センター 渥美資源化センタ 赤羽根環境センター 24 0 1 5 1 **4**5 - 3497 27-0100 **☎**32-3322

は赤羽根環境センターのみ スびん・ 粗大ごみ(剪定木 枝類、 草



